

日田市公園施設自動販売機設置 募集要項

1. 抽選会日時 : 令和8年2月25日(水) 15:00~(予定)
2. 抽選会場 : 市役所4階 401会議室
3. 設置場所・台数 : 萩尾公園2台
(自由広場トイレ横1台・萩尾公園管理棟横1台)
竹田公園1台
月隈公園1台

4. 参加資格及び許可条件

- ①設置者は、市内の企業または団体・個人であること。
- ②設置期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(1年間)とする。
ただし、最高1年まで更新することができる。
- ③清涼飲料水の自動販売機であること。

※ただし、月隈公園と竹田公園は公園内にプールを設置しており、市民の安全・安心の確保と救命体制の充実を図るため、AED(自動体外式除細動器)を付帯した自動販売機の設置を推奨します。公共の福祉に資する提案として協力いただける事業者については、優先的に決定します。

【AED設置にご協力いただける場合、お願いしたい事項】

- ・AEDは自動販売機に一体化または隣接して設置すること
- ・24時間365日、誰でも利用可能な状態を維持すること
- ・AEDの保守点検・消耗品交換は設置者の負担とすること
- ・市のAEDマップ等作成する場合は、設置場所を登録することに同意すること
- ・AED設置を示す案内表示を設けること

- ④設置者は、自動販売機の売上および電気使用量（子メーターを設置）を翌月すみやかに市へ報告すること。
- ⑤設置料として売上金額の10分の1及び電気料（実費）を翌月に必ず納入すること。
- ⑥設置場所の清掃並びに空き缶の回収にあたっては責任を持って行うこと。
- ⑦自動販売機設置または更新の際は、使用申請（期間更新申請書）を提出すること。
- ⑧使用許可物件は、市の指定する用途以外には使用しないこと。
- ⑨使用者は、使用物件について修繕・模様替えその他の行為をしようとするとき、又は使用目的を変更しようとするときは事前に書面をもって市の承認を受けること。
- ⑩使用者は使用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- ⑪次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
- （1）使用者が許可条件に違反したとき。
 - （2）市において使用物件を必要とするとき。
- ⑫使用許可を取り消したとき、又は使用許可期間が満了したときは、使用者は自己の負担で市長の指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、特に市長が承認するときは、使用物件を原状に回復する必要はない。
- ⑬使用者は、その責に帰する理由により、使用物件の全部又は一部を消滅し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前項の規定により使用物件を原状に回復した場合は、この限りでない。
- ⑭施設の修繕、工事等の市の都合による、閉鎖期間の収入等について、市は一切補償しない。
- ⑮設置自動販売機の規格について
- 幅 1200 mm以内 高さ 1850 mm以内 奥行 720～800 mm以内とする。
- ※必ず規格を厳守してください。**
- また、省エネ型等の環境に配慮した販売機を極力使用すること。

5. 申 込 期 限 : 令和8年2月18日(水) 17:00

6. そ の 他

①抽選申込について

上記の4. 参加資格及び許可条件をよくお読みいただき、参加を希望される方は別紙の申込用紙に記入し、申込期日を厳守の上、都市整備課まで申し込みください。なお、申し込みは、1箇所・1台につき1人(1法人・1団体)1回までの申し込みとし、参加希望多数の場合は抽選を行います。

※但し、月隈公園と竹田公園は公園内にプールを設置しており、市民の安全・安心の確保と救命体制の充実を図るため、AED(自動体外式除細動器)を付帯した自動販売機の設置を推奨しており、公共の福祉に資する提案として協力いただける事業者については、優先的に決定します。

問合せ及び申込み先

日田市都市整備課公園緑地係

電話:0973-22-8410

FAX:0973-22-8247